

(旧) 日本語学会会則

1954年5月15日 制定

2003年5月17日 改訂

2004年5月22日 改訂

2008年5月17日 改訂

2012年5月19日 改訂

第1条 本会は、日本語学会と称する。

第2条 本会の本部は、東京都文京区本郷7丁目東京大学文学部国語研究室に置く。

第3条 本会は、理事会の議決を経て、必要な地に支部を置くことができる。

第4条 本会は、日本語研究の進展と研究者相互の連絡をはかることを目的とする。

第5条 本会は、上記の目的を達するため、以下の事業を行う。

機関誌およびその他の図書の刊行、研究発表会・講演会の開催。

その他必要な事業。

第6条 本会の会員は、本会の目的に賛同し、会費を納入した者とする。

第7条 会員になろうとする者は、会費を添えて入会届を会長に提出するものとする。

第8条 会員は、本会の刊行する機関誌の配布を受ける。また機関誌に投稿し、研究発表会に参加することができる。

第9条 本会に、会長1人、副会長1人、理事9人(会長・副会長を含む)、会計監査2人、委員若干人を置く。

第10条 会長は、本会を代表し、理事会を統括する。会長は、理事のうちから評議員の投票によって選出する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合にはその職務を代行する。副会長は、会長が理事会の意見を徴した上で指名する。

3 理事は、理事会を組織し、会務を審議し議決する。理事は、評議員の互選によって選出する。

第 11 条 委員は、会員のうちから理事会の同意を得て会長が委嘱する。

2 委員は、会長の指示に従って、庶務・編集・大会企画運営・電子情報およびその他の会務を分担する。

第 12 条 会長・副会長・理事および会計監査の任期は 3 年とする。会長は続いてその任にとどまることができない。ただし、期を隔てての再任は妨げない。その任期の上限は、2 期 6 年とする。副会長・理事および会計監査については、引き続き 2 期までの重任、および期を隔てての再任は妨げない。

2 委員の任期は 3 年とする。ただし再任を妨げない。

3 会長・副会長・理事・会計監査および委員に欠員が生じた場合の処置は、そのつど理事会が判断する。

4 補欠による会長・副会長・理事・会計監査および委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 会長・副会長・理事・会計監査および委員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

第 13 条 本会に、評議員 50 人を置く。

第 14 条 評議員の選任は、会員の投票による。

2 評議員に選任される資格条件は次の通りとする。

a 本会の個人名会員であること。

b 投票の行われる年の 4 月 1 日に 70 歳未満であること。

3 評議員は、評議員会を組織し、次の事項を議決する。

a 会則の変更。

b 会長・理事の選任、ならびに選任に関する規則の制定および変更。

c 評議員の選任に関する規則の制定および変更、ならびにその選任に関する選挙管理委員の選任。

d 会計監査の選任。

e 評議員の退任。

f その他理事会から提出する案件。

第 15 条 評議員の任期は 6 年とし、3 年ごとにほぼ半数を改選する。ただし、再選を妨げない。なお、改選の行われる年の 4 月 1 日に 67 歳以上の新任・再任の評議員の任期は、上記の規定にかかわらず 3 年とする。

2 評議員に欠員が生じた場合は、次の評議員改選に際して補欠選任を行うものとする。補欠選任された評議員の任期は 3 年とする。

3 評議員は、その任期満了後でも、改選が行われるまでは、その任にあるものとする。

第 16 条 本会の事務を処理するため、書記その他の職員を置くことができる。

2 職員は、会長が任免する。また、職員は有給とする。

第 17 条 理事会または評議員会は、随時会長が招集する。ただし、会長は、理事 4 人以上から請求された場合には理事会を、また評議員 10 人以上から請求された場合には評議員会を、招集しなければならない。

2 理事会の議長は会長とし、評議員会の議長はそのつど出席評議員の互選によって定めるものとする。

第 18 条 理事会または評議員会は、理事または評議員の現在数の 3 分の 2 以上が出席しなければ、開くことができない。ただし、議事についてあらかじめ書面で意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 議事は、出席した理事または評議員の過半数で決する。ただし、会則の変更および評議員の退任を決するには、評議員現在数の 3 分の 2 が賛成しなければならない。

第 19 条 会員総会は、毎年 1 回会長が招集する。

第 20 条 本会の事業遂行に必要な経費は、会費、事業に伴う収入、資産から生ずる果実、寄付金およびその他の収入で支弁する。

2 本会の会計は、毎年 1 回会員に報告する。

第 21 条 この会則に必要な細則は、理事会で定める。

付則 この会則は、従来の「国語学会会則」を学会名改称に伴い改訂したものであり、2004 年 5 月 22 日から施行し、2004 年 1 月 1 日に遡って適用する。

付則 この会則は、2008 年 5 月 17 日から施行する。

付則 この会則は、2012 年 5 月 19 日から施行する。